令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

【甲】森林所有者(登記名義人等(相続人代表、共有林代表者を含む)、代理人、仲介者)

※登記名義と届出人が異なる場合、委任状又は関係を証する書類を添付すること。

※共有林代表の場合、代表であることを証する書類を添付すること。

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

【乙】伐採の権原を有する者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

【丙】造林の権原を有する者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

　甲が所有する下記山林について、乙によって伐採すること及び丙によって造林することを権利者全員が同意し、伐採の届出等に関する一切の権原を甲が有していることを誓約します。

　また、本手続きに伴い、相続、権利の存否、境界の紛争、周辺施設等に関する諸問題、伐採後の更新及び作業道の保守管理等については、甲、乙、丙の責任において当事者間で解決し、貴町に一切の負担又は迷惑をかけないことを誓約します。また、裏面に記載した確認事項について順守することを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 森林所在地 |  |
| 林小班 |  |
| 伐採面積 |  |
| 伐採期間 |  |

確認事項

**（届出者は下記を確認し、承知した場合はレマーク（☑）を入れること。）**

□　伐採から搬出（伐採計画）、伐採後の更新（造林計画）について、甲は乙及び丙と十分に話し合うこと。また、届出内容に変更が生じる場合は、速やかに変更届出を提出すること。

□　伐採及び伐採に係る林内及び公道上での機械・車両等の移動や木材の搬出については、事前に施設管理者や地元公民館長、官公庁と協議し、必要な手続き等を行うこと。また、作業時には誤伐や施設の破損等を生じさせないよう、事前に十分な対策を施すこと。

□　万が一、道路や水路等を破損又は損壊させた場合、速やかに施設管理者等へ報告し、管理者等の指示に従い原型復旧等を行うこと。

□　伐採や搬出、機械等の運搬には十分注意を払い、特に通学路や集落内の狭小な道路を通行する際は日時や時間帯を示した看板等を設置し、通行人または車両が多い時間帯の利用は避けること。

□　伐採後の枝条等は砂防及び治山堰堤付近には残置せず、また谷、河川、道路脇等への集積を避けて分散させる又は撤去すること。更に、伐採地下方へ人家や施設、農地、河川、溜め池等がある場合や急傾斜地である現場においては、杭打ち等により枝条の流亡を抑制するなどの対策を講じること。

□　乙は甲又は丙が作成した造林計画を確認し、再造林又は早期に植生回復に資する枝条の整理を行い、造林権者との連携を図ること。

□　林内に作業道を新設する場合、甲、乙及び丙と協議の上、常設の場合は宮崎県作業道作設指針（令和３年４月改正）を参考に、縦断勾配や排水施設の設置等、崩壊しづらい線形で作設すること。仮設の場合は埋め戻し等の方法により、再造林又は天然更新が早期に進むよう配慮すること。

□　万が一、乙の伐採作業により誤伐又は隣接木の損傷、付近の造林地へ損傷を与えた場合、乙は五ケ瀬町へ報告するとともに関係者へ誠意をもって対応すること。